

## 北海道入札監視委員会設置要綱の改正

# 北海道入札監視委員会設置要綱の改正について

平成 25 年 7 月  
総務部行政改革局

## 改正概要

- ・「附属機関等の設置及び運営に関する基準」の改正に伴う見直し期限の設定

全庁的な取り組みとして、附属機関及び委員会等の適正な設置及び円滑な運営に資することを目的に、道が設置するすべての委員会等について、2年を経過するごとに見直し期限を設定し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等を行うことに伴う改正。

## 第9の2を追加

- 「本委員会は、平成25年4月1日から起算して2年を経過するとともに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

### 「附属機関等の設置及び運営に関する基準」抜粋

#### 第2 定義

- 1 この基準において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置するものをいう。
- 2 この基準において「委員会等」とは、前項に規定する「附属機関」以外の要綱、要領等に基づき設置される委員会、協議会等で次に掲げるものをいう。

- (1) 道の各種施策の企画立案及び行政執行において、有識者等の意見を聴取し、道行政に反映させることを主な目的としたもの

#### 第6 附属機関等の見直し

部長等は、所管する附属機関等の設置及び運営に関し不断の見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

- (1) 廃止 略
- (2) 統合 略
- (3) 時限

委員会等の要綱、要領等には、計画や施策等に時限の位置づけがある場合は当該時限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。

北海道入札監視委員会設置要綱新旧対照表

| 改正  | 現行  | 摘要   |
|---|---|--|
| <p>第1～第8（現行どおり）</p> <p>第9 その他</p> <p>1 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 <u>本委員会は、平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成15年6月2日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年8月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年1月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年8月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成21年2月18日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、平成25年月 日から施行する。</u></p> | <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成15年6月2日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成18年8月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年1月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年8月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成21年2月18日から施行する。</p> | <p>項番の設定</p> <p>新設</p> <p>「附属機関等の設置及び運営に関する基準」の改正に伴う追加</p> |

# 北海道入札監視委員会設置要綱

## 第1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、建設工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受けること。
- (2) 北海道が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札、公募型競争入札に係る参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札等に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申、勧告を行うこと。
- (3) 北海道が発注する公共工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項について、入札契約制度の適正化に関する連絡会議設置要綱第4の3に定める事項の審議を行い、意見の具申を行うこと。
- (4) 北海道が発注した工事等に関し、入札・契約手続に係る再苦情の審議を行うこと。
- (5) 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領第4の2(2)に定める再苦情の審議を行うこと。
- (6) 談合情報の審議等に関すること。
- (7) 北海道職員からの公共調達に係る通報に関すること。

## 第3 委員等

- 1 委員会の委員は、6名以内とする。
- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

## 第4 運営及び議決

- 1 委員会は、委員長が召集し、これを主宰する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員会は、定例会として、年3回以上開催する。なお、必要に応じ随時開催できる。
- 5 委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要等は、公表する。

#### 第5 意見の徴取等

委員会は、必要があると認めるときは、審議に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第6 委員の除斥

委員は、第2の(2)及び(4)から(7)の事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事項の審議に加わることができない。

#### 第7 委員の守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第8 委員会の庶務

委員会の庶務は、総務部行政改革局行政改革課が行う。

#### 第9 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 本委員会は、平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附則

- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成15年6月2日から施行する。  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成18年8月1日から施行する。  
この要綱は、平成19年1月25日から施行する。  
この要綱は、平成19年8月30日から施行する。  
この要綱は、平成21年2月18日から施行する。  
この要綱は、平成25年 月 日から施行する。